

南島村内法の罰札制度に見る沖縄の習俗としての社会教育
(論文概要書)

井谷泰彦

1. 本論文の目的と意義

沖縄の社会教育には、他府県では見ることのできない大きな特色がある。自治体で施行される社会教育行政の他に、村落共同体¹(集落・字・シマ)独自の自治システムに根ざした社会教育が大きな力を有して存在している点である。近代以降、日本の本土では、社会教育は自治体行政・公的教育制度を中心として展開されており、社会教育学も基本的にはその社会教育行政を対象として論じられてきた。

しかし本土とは異なって、沖縄では社会教育はシマ社会²という生活共同体ごとに根を張る字自治の一部として組織されてきた。青年会や婦人会などの社会教育団体も、実態としてはすべて字の組織を中心に運営されているが、戦後社会教育の中心的施設の一つである公民館についても例外ではない。沖縄では、法的には「公民館類似施設」と位置付けられる字公民館が中心となってきた。沖縄の社会教育は、現在では区行政として自治体の地域管理の一環に組み入れられているが、基本的には今でも民間の自治的活動領域として存在しており、末本誠によれば「字公民館には、制度的枠組みに収まらない、集落独自の『学び』がある」³という。

本論文のタイトルにある「南島村内法」とは、「民間の自治的活動」、即ち集落ごとに展開される「字自治」の規範として、王府時代⁴から近代に至るまで沖縄の習俗や民衆生活を規制してきた慣習的な「法」であり、「罰札制度」とはその罰則システムである。その慣習的な制度に呪縛された字の在り方(自治)を通して、沖縄の社会教育は、本土とは異なる独自の発達をとげてきた。そして、本論文は沖縄の罰札制度の在り方を通して、習俗としての社会教育が果たしてきた役割を明らかにすることを目的とした。即ち集落の規範と罰札制度は、沖縄の習俗としての社会教育をどう左右してきたのか、そして社会教育上の「学び」、即ち末本の言う「制度的枠組みに収まらない、集落独自の『学び』」にどのような影響を与えてきたのか、それらを通して社会教育が習俗との回路を持つことの意味を明らかにすることが本論文の目的である。

また、ここでいう習俗としての社会教育とは、行政の枠に収まらない伝統的な民間の「学び」であると同時に、近代法の観点からは「実定法」とは異質な「契約」である南島村内法の執行自体をも包括している。即ち、南島村内法自体がひとつの「習俗」とあるということもできる。

このことを踏まえて、習俗が沖縄の社会教育の中で果たしてきた役割を明確にするという本論文の目的を達成するために、次の3つの課題設定を行いたい。即ち、①各集落にお

いて罰札制度がどのように民衆の生活や習俗を規制してきたか、その実態と社会教育への影響を明らかにすること、②村内法と罰札制度を介在することによって起こった、沖縄の社会教育と習俗の相互変容の在り方を検証すること、③村落共同体の中で「土俗の力」による紐帯・凝集力がどのように機能していたのかを解明し、その力が生み出した「学び」の在り方を検証すること、の3つである。

第一の課題でいう罰札制度の実態とは、集落における村内法上の様々な規範・規則の成り立ちや、その執行者、そして、近代法の在り方と明らかに矛盾する南島村内法の罰札制度が、何故に後年まで残りえたのかといった歴史性の問題や、学校教育に入り込んだ習俗である「方言札」の出現過程、及びその村落共同体との関係性、村落における社会教育の場で使われた「地域方言札」の在り方などを指している。方言札を含む罰札制度は、本来的には実定法の外部に置かれ、戦後いつのまにか島人（シマンチュ）の前から姿を消した習俗である。戦後の集落での生活に残されたその痕跡を問うということは、罰札の持った社会教育上の意味を問うことに直結する。

沖縄の罰札制度と言えば「方言札」が有名だが、戦前の沖縄に流通していたのは、決して方言札だけではない。山に入って勝手に生木を伐採したときに課せられる「山札」や、畑のサトウキビを取って食べたときに渡される「原札」は、どこの集落でも見られたありふれた札である。鶏が他人の畑などに入ったときに所有者に課される「鶏札」⁵などは、戦後においても広範に見られた。その他、他の集落の男性と交際したときに課される「馬札」など、非常に多種多様な罰札が、方言札と同時並行的に流通していたが、これまでそのシステムの有した意味やその社会教育との関わりを正面から問題にする研究は無かった。また、方言札に関しても、母胎である村落共同体の罰札との関わりを焦点化した研究は見当たらない。本論文では、村落共同体の自治に基づいた社会教育の基盤を検証するためには、学校・村落に関わりなく、同時代に使用されていた罰札を総体として問題にして行く必要があると考え包括的観点に立って論を進めた。

「方言札」のシステムは、ウチナーグチ（沖縄語・方言）の使用者が罰札を首から吊り下げられることを強いられ、その札を外すためには、自分で別の生徒によるウチナーグチの使用者を見つけなければならないというものである。集団のルールに違反したものに札が渡され、渡された本人が次の違反者を見つけ出して札を渡すというそのシステムは、沖縄農村の罰札制度の特徴的なあり方であり、その方法が学校教育に取り入れられたのである。

本論文の第二の課題である、「村内法と罰札制度を介在することによって起こった、社会

教育と習俗の変容の在り方の検証」とは、近代に入って風俗改良運動などの影響を受けての村内法と社会教育との相互変容を指している。近代に入っても生き延びた村内法と罰札制度は、在来の沖縄の習俗を淘汰し、習俗の持つ教育的機能に変容を促した。そしてその変容を通して、社会教育（具体的には、同化政策、生活改善、文化活動、青年会活動等）の在り方自体もまた変容と再編を強いられていった。本論文では、その習俗と社会教育の相互関係を沖縄社会教育の大きな特徴と見做し、そのことの持つ意味を解明する。

本論文の第三の課題の「村落共同体の中における『土俗の力』の紐帯・凝集力の機能の解明」と、「その力が生み出した『学び』の在り方」の検証は、沖縄の習俗としての社会教育の意義を正面から問うことに繋がる。厳しい罰札制度を伴った南島村内法の呪縛は、一方でユイマール（共同労働）や相互扶助などを可能にする「土俗の力」を生み出したが、その一方で「個」の抑圧や字自治制度の閉鎖性にも繋がっていった。本論文では、村落共同体における「土俗の力」がどのように機能していたのか、そのプラス面とマイナス面について明らかにした。また、「土俗の力」が体现する「共同体至上主義」と個の論理を優先させる戦後市民社会の論理との矛盾を、どのように考えて行くかという現代社会に残された課題を提起する。家族制度や地域社会の解体が喧伝されて久しい現代社会に生きる私たちは、今一度、社会教育の歴史のなかで「土俗の力」が持った機能と凝集力を問題にする必要があると考えられる。

以上 3 つの課題を通して、「沖縄の罰札制度の在り方を通じた習俗としての社会教育が果たしてきた役割の解明」を明らかにすることが本論文の目的であるが、本論文の持つ第一の意義は、ある意味でシマ社会の紐帯を支えた縛りともいえる「罰札制度」を社会教育の分野においてはじめて正面から取り上げて、沖縄の社会教育を支えていた「シマの自治」の柱として位置づけたことにある。

戦後沖縄の社会教育の在り方は、制度的枠に収まらないが故に保持しえたエネルギーの大きさを私たちに伝えている。戦後、本土では早い時期から青年団運動の停滞が喧伝されていたが、民俗芸能である「エイサー」の活動を軸とした沖縄の字青年会は、長い間その停滞とは無縁だった。山城千秋は、90年代に全国的に青年団が衰退傾向にある中、芸能・文化活動を核に青年団が活性化していた様相を報告している⁶。そして、現在においても「生産・消費・子育て・相互扶助・福祉・納税・自警・祭祀」といった、本土と比較して極めて広範囲にわたる活動領域を有する集落社会教育の姿がある。それは沖縄の社会教育が、シマの自治の一部として展開されてきた故の在り方である。

そして、本研究の第二の意義は、「社会教育観の拡張」をもたらすことにある。それは、習俗のもつ教育的機能を「教育資源」として俎上に載せると同時に、歴史の中で展開されてきた「教育」自体をひとつの〈習俗〉として対象化する視点の獲得である。本来人間に備わっているはずの自律的学習能力を再生させるためには、生活圏に遍在する「教育的機能」を改めて問う必要がある。その際に、「習俗」と繋がる回路を有する沖縄社会教育の事例は、多くの示唆を与えてくれるはずである。また、人々が集まる「習俗の場」は、「居場所」でもあるはずである。

この十数年、わが国の社会教育は、行政改革と一体化した根底的な改編の嵐に見舞われてきた。公共図書館や公立の博物館、社会教育施設などはことごとく補助金が削減され、「指定管理者制度」の下で民間委託が進み、残った職員も嘱託化されつつある。また、これまで市町村教育委員会を中心に進められてきた社会教育行政は、都道府県主導の広域的生涯学習政策による社会教育行政の中央集権化に見舞われ、社会教育の生命ともいえる「地域主義」から後退を余儀なくされている。「生活圏」からのより一層の乖離が進行していると言っていい。そして、社会教育の基軸とも言うべき公民館においては、「公民館運営審議会」の形骸化が進んでいると言われている⁷。またその一方で、行財政の逼迫と社会教育職員の削減は、NPO 法人やボランティアなどを加えた社会教育の主体としての「新しい公共」の登場を促し、そのことは国の生涯学習政策の重点の一つとなっている。

このような社会教育・生涯学習政策の現状を考えたときに想起されるのが、自然発生的性格を強固に帯同した沖縄社会教育の歴史である。社会教育学が対象としてきた、公的な「社会教育行政」の外側に存在した「住民の自治」は、これまでの行政中心の社会教育観から脱却する必要性を示唆していると考えられる。地域住民の間で自然発生的に生まれた下からの「学び」を、行政ができる範囲内でフォローして行くという「学びの形」が広まることが望ましい。

日本の社会教育自体が、従来の社会教育行政の枠組みを拡張している現在、私たちは原点に戻って、人間が生涯にわたって学習を積み重ねて行く意義を根底から問う必要があるのではなからうか。都市における「個」の孤立と「居場所づくり」、高度情報化社会への対応、リカレント教育等、それら生涯学習の課題のどれ一つとっても、その必要性の高まりは誰も否定することができないはずである。国や自治体の財政がどれほど逼迫したとしても、その切実さが消滅する訳ではない。生涯にわたる「学び」を通じて、実り豊かな社会を作り上げて行くためには、学校教育や社会教育行政の研究だけでは不十分である。また、

制度的教育だけを教育と見做してきた教育観は、少なくとも社会教育を対象とする場においては、一面的なものである。伝統的な地域社会や家族制度が大きな変容を蒙った現在、私たちの習俗をはじめ、生活圏のあらゆる場所に遍在する教育的機能に着目する必要がある。本論文における、様々な習俗に内在する教育機能の研究は、生涯にわたる「学び」と成長を対象化するためにもまた、今一度「社会教育」を見る視野の拡張が必要であることを示している。

2. 本論文の研究方法

本論文の研究方法の大きな特徴は、資料面と調査方法において、民俗学に大きく依拠しているところに存在する。本論文序章において、研究方法の特徴として挙げたのは、① 地域資料（『字誌』・『市町村史』・『県史』）の重視、② フィールドワーク（現地調査）に基づく、アンケート調査及び「聞き書き」の活用という2点であった。ここでは、それに③ 先行研究において多くの民俗学資料を取り入れたこと、という一項目を付加しておきたい。本論文のなかで、比較的民俗学との関係が薄いのは、南島村内法や罰札制度に言及する前提として沖縄特有の社会教育の全体を俯瞰した第1章「沖縄における習俗と社会教育」のみである。あとの第2章から第5章までは、すべて民俗学の知見に多くを依拠して論じている。例えば第2章「南島村内法と罰札制度の社会教育への影響」においては、罰札制度の執行者として、青年会、青年団や若者組などの青年集団の歴史的な在り方を俎上に載せてその社会教育への影響を追求した。しかし青年集団研究は、民俗学を中心として、教育社会学、社会教育学、歴史学など多くの学問領域の研究者たちによって学際的に研究されてきた分野である。本論文の先行研究も、民俗学を中心とする幅広い範疇に属する資料を取り上げ使用した。

また第4章の「『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ—」における主題であるモーアシビや馬手間、そしてモーアシビの伝統を引き継いだエイサーなどを今まで研究してきたのもまた民俗学の研究者たちであった。だが、本論文では、それらの習俗が帯同してきた教育的機能に着目し、初めて社会教育の観点からその機能を捉え返した。また、他村の異性と恋愛関係に陥り結婚すると課せられる「馬手間」の刑罰の在り方は騒乱となり、文字通り昭和初期の沖縄本島中部地方の社会教育現場を分裂させてきた⁸。しかし、このような習俗と教育との関係が引き起こす歴史的イベントも、社会教育学の分野ではあまり取り上げられて来なかったが本論文第4章で問題にした。

逆に、第5章の「方言札の性格と起源に関する考察」の主題である「方言札」に関しては、今までは基本的には学校教育学の枠内で取り扱われてきた。しかし本論文では、農村の罰札制度との関連を焦点化したため、民俗学の文献をも視野に入れた社会教育学からのアプローチを試みた。

以上のように、本論文は民俗学の大きな影響下で展開されている。この項の最初に挙げた3つの研究方法の特徴のうち、先行研究に関しては各章のまとめの項目にて論じるが、残る二つの特徴についてここで特徴の概要を説明しておきたい。

①として挙げた「地域資料（『字誌』・『市町村史』・『県史』）の重視」であるが、本論文における地域資料において特徴的であるのは、その多様性にある。特に『字誌』は、他県ではあまり見ることができないシマ社会の記録である。

沖縄では、多くの集落が、『字誌』と称する集落史料を競うように作成している。沖縄全土の字の内、『字誌』を発行している集落は、全字の半数を超える674に及んでいる（2004年）⁹。近年では、本土でも『字誌』を発行する集落が現れてきたが、沖縄のように集中して発行している地域はなく、本土の『字誌』は極めて例外的・散発的な事例であると言っている。むしろ基本的には沖縄の事例に倣って村落のライフ・ヒストリーを紡ぐようになったと言える。『字誌』は沖縄・奄美特有の地域資料だと言っているだろう。しかし、それらは必ずしも国会図書館に納本されている訳でもないので、現地の図書館に行かなければ入手できない『字誌』が多い。

また『市町村史』が、各市町村の史料編纂室で専門家によって編集されるのに対し、『字誌』の執筆・編集は、公民館などで編纂されていることが多い。中には、大学の研究室が大掛かりな編集チームを作って編集したような例外的なケースもあるが、逆に学校長などの個人の記憶に依拠した『字誌』も珍しくない。それ故『字誌』は、情報の正確さにおいてはやや劣る面があるものの、抽象化されない実態や生の情報を多く含んでいる。集落ごとの差異の大きい沖縄の貴重な情報源である。青年団のあり方において、風俗改良運動への関わり方において、郡や市町村レベルの記録と各集落の記録には、小さくない差異が存在する。その差異の持つ意味は本論で明らかにするが、郡・市町村レベルの記録が公式見解や表向きの論理によって彩られていることが多いのに対し、『字誌』には実態や住民の肉声が多く含まれていると判断した。本論のテーマである各集落における罰札制度の実態も、基本的には『字誌』に依拠して明らかにした。

また、少数ではあるが、個人によって出された私家版の地域資料をも用いた。個人によ

って編纂された地域資料には、時系列などの正確性には難点があることも多いが、生活に根差した実感に基づく「肉声」とローカルな情報のディテールを、本論文では無視できない要素として考えたからである。

本論文の研究方法の特徴②として挙げた、「フィールドワーク（現地調査）に基づく、アンケート調査及び『聞き書き』の活用」は、次のように行った。

本論では、方言札に調査対象を絞った「アンケート」を行い、また戦前の「罰札」や青年集団、青年会活動と行事、モーアシビ（毛遊び）などの習俗といった幅広い「シマの生活」についての「聞き書き」を行った。

「アンケート」調査は、「方言札」の体験者を対象としたインタビュー方式によって、修士論文執筆中の 2003 年に、沖縄県読谷村及び栗国村で行ったものである。予め質問票を見てもらい、それに沿って答えてもらった。インフォーマントが体験した方言札について、その時期や期間、札の形状や素材・色、掃除当番など他の罰則との関係などの質問事項を予め用意しておいた。方言札の調査としては、代表的な先行研究者である近藤健一郎による、沖縄県の全小学校『学校誌』に基づいた研究がある¹⁰。これは方言札に関する記述の有無を、網羅的に調べあげた研究であり、今後も研究者が依拠していく価値ある基礎研究であることは間違いない。この近藤による調査の結果、どの時期に、どの程度の範囲で方言札が学校内に存在したかを知ることができるようになった。

しかし本論では、方言札が、あくまでも「習俗」として存在していたことを重視し、その多様な使用形態や言語生活の実態に迫るには文献資料以外の「定性的分析」が欠かせないと考えて「アンケート調査」を行った。この「方言札」に特化した調査は、2003年に筆者の修士論文執筆の為に行ったものが最初で最後である。当時、他の先行研究において殆ど見聞することがなかった、集落の社会教育の現場で使用される「地域方言札」¹¹の使用者の話聞いたことが修士論文の大きな成果であった。ただ、調査の絶対数が少なく、筆者の調査結果が他の研究者のものと大きく性格を異にしていることもないため、本論の叙述においては他研究者の調査結果及び竹富島の喜宝院蒐集館の聞き取り資料（冊子体ではなく、聞き取り用紙の複写物）と並列的に扱い、特に区分を設けて別扱いにすることはしていない。

その後、本論文の執筆に当たって、罰札が流通していた村落共同体の様相をその背景まで含めて理解する必要性が生じてきたため、戦前まで方言札と同時期に沖縄のシマ社会に広く流通していた罰札全体を対象として調査を進めることにした。そこで 2012 年の秋か

ら冬にかけて、罰札の他、それを執行していた若者集団の在り方や青年会の活動の様子、風俗改良運動において取り締まりの対象となったモーアシビ（毛遊び）の習俗といった広い範囲における「聞き書き」を行なった（当時、早稲田大学大学院を休学し、沖縄国際大学科目等履修生として沖縄に半年間滞在していた）。場所は沖縄県名護市、糸満市、宜野湾市、読谷村、浦添市、与那原町の中の11の集落で、調査は計11回に及んだ。

「聞き書き」は、民俗学で多用される方法である。それは、「アンケート」のように予め決められた質問項目に沿って質問しながらインフォーマントに答えてもらう「構造化面接」や、相手によって臨機応変に質問内容を変えながらも誰に対しても一定の同じ質問を用意しておく「半構造化面接」とは異なり、会話形式に沿った自由回答方式に基づく「非構造化面接」である。クライアントの反応によって、臨機応変に対応しながら話を聞き出すこの方法は、面接の目標に関連した様々な予期しない情報を得られる可能性を有している。そして、同一の語り部であっても、その語りは聞き手次第でどのようにでも変化する。「聞き書き」の時間を通して、聞き手は自らの人間としての幅や深みを問われることになる。言葉の多い人もいれば、少ない人もいる。面白おかしく表情豊かに話す人もいれば、低い声で淡々と話す語り手もいる。クライアントの表情は一人ひとり異なり、同じ「聞き書き」は二つとない。「聞き書き」は、調査の初心者にとっては困難を伴う方法ではあったが、沖縄生まれではない筆者が異郷「沖縄」に関する文物や、そこに暮らす人々の生活感情に触れるためには一番良い方法であると考えた。また、本論文では対象とする罰札自体がひとつの「習俗」であることもあり、習俗に内在する教育的要素を重視して論を進めた。このような教育学と民俗学の狭間のような位置で研究を進める以上、「聞き書き」は避けられない手法でもあった。紹介者から紹介されたインフォーマントを訪ねて、各地の字公民館等において、各々1～2時間程度の聞き取りを行なった。このように現場密着型の調査方法を重視したことが、本論文における研究方法の大きな特徴のひとつである。

3. 本論文の構成と各章の概要

(1) 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。序章では、先ず本論の研究目的を明らかにし、その目的を達成するための研究課題を設定した。そして先行研究と本論文の持つ意義について論じた後、社会教育学の中で習俗を対象とする意味に触れ、最後に必要最小限の用語解説を行った。

先ず第1章「沖縄における習俗と社会教育」では、南島村内法と罰札制度の叙述に入る前提として、他府県の社会教育には見ることのできない、沖縄特有の字自治に支えられた字の社会教育の全体像を俯瞰した。

続いて第2章「南島村内法と罰札制度」では、本論のテーマである南島村内法と罰札制度について概説し、明らかに近代法と抵触する村内法・罰札制度が近代にも存続しえた理由を明らかにした。そして、村内法の執行者であった青年集団（青年会・若者組）の在り方を検討し、戦前期における村内法とその罰則である罰札制度の実態を分析した。

第3章「風俗改良運動のなかの南島村内法と罰札制度」では、近代の同化政策でもある沖縄の「風俗改良運動」が、南島村内法の中で条文化されることによって民衆に与えた影響を明らかにした。そして、「風俗改良運動」が有した「同化」と「近代化」という二つの方向性について分析を行なった。

第4章「『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ—」では、風俗改良運動において、真っ先に改廃の対象とされた沖縄の性と婚姻にまつわる習俗である、「モーアシビ」と、それと表裏する習俗である「馬手間」について論じた。そして、モーアシビの習俗が帯同した教育的機能が、戦後にエイサーとして残り、それが青年会活動の支柱となって行く過程を論じた。

第5章「方言札の性格と起源に関する考察」では、沖縄の罰札制度の中で最も知られている「方言札」について論じた。先ず、方言札の有する基本的性格を明らかにし、その言語罰札の出自に関する所論を整理した後、沖縄民衆のアイデンティティとの関わりを論じた。

終章では、各章の概要を整理した後、本研究の課題に対する結論と今後の課題について論じた。本論文の目次は以下の通りである。

序章 本論文の目的、課題及び研究方法

第1節 本論文の目的と課題

第2節 本論文の先行研究と意義

(1) 本研究の先行研究

(2) 本研究の意義

第3節 社会教育の源流としての習俗教育

(1) 「習俗」と「教育」について

(2) 沖縄学としての社会教育学

第4節 研究方法

(1) 地域資料

(2) 「アンケート調査」と「聞き書き」

第5節 本論文の構成

第6節 用語解説

序章 注

第1章 沖縄における習俗と社会教育

第1節 沖縄社会教育の特色

(1) 沖縄社会教育の独自性

(2) 制度外社会教育の意味と現在

(3) 字公民館の成り立ち

第2節 字自治とその歴史

(1) 沖縄における「村屋」と字自治

(2) 社会教育の連続性について

第3節 沖縄の社会教育行政に求められるもの

第1章まとめ

第1章 注

第2章 南島村内法と罰札制度の社会教育への影響

第1節 南島村内法と罰札制度

(1) 南島村内法とは何か

(2) 南島村内法における罰札制度

(3) 村内法の適用範囲と地域差

第2節 旧慣温存期と教育及び社会教育

(1) 旧慣温存政策と村内法

(2) 学校における旧慣温存政策の利用

(3) 旧慣温存政策と社会教育

第3節 罰札制度の執行者としての青年集団

(1) 二才揃と二才頭

(2) 本土における「青年団」の誕生

(3) 沖縄における「青年会」と「青年団」

(4) 沖縄における「青年会」の再編過程

第4節 近代沖縄における罰札制度の実際

(1) 集落における罰札制度のあり方—大宜味村津波集落の場合—

(2) 沖縄のシマ社会における罰札制度の運用 (1) (現名護市) 辺野古の事例

(3) 沖縄のシマ社会における罰札制度の運用 (2) 大宜味村喜如嘉の事例

(4) 沖縄のシマ社会における罰札制度の運用 (3) 金武町金武の事例、他

(5) 罰札制度の終焉

第2章 まとめ

第2章注

第3章 風俗改良運動のなかの南島村内法と罰札制度

第1節 沖縄における風俗改良運動

(1) 地方改良運動と風俗改良運動

(2) 沖縄における風俗改良運動の特徴

(3) 風俗改良運動の自然発生的性格

(4) シマ社会の村内法に見る風俗改良運動

第2節 村内法に見る習俗と風俗改良における同化と近代化

(1) 風俗改良における「同化」と「近代化」

(2) 風俗改良運動の歴史性

(3) 様々な習俗における「風俗改良」

(4) 罰札制度と同化作用

第3章まとめ

第3章注

第4章 「性」をめぐる習俗と社会教育—「モーアシビ」から「エイサー」へ—

第1節 モーアシビ（毛遊び）と馬手間

(1) 習俗としてのモーアシビと馬手間

(2) モーアシビの禁止と風俗改良運動

(3) 性の習俗をめぐる攻防

第2節 モーアシビ（毛遊び）に見る「習俗としての教育」

(1) モーアシビの教育的機能

- (2) モーアシビに関する現地調査（聞き書き）
- (3) 歌舞の伝承機能
- (4) 創造活動の場としての機能
- (5) 伝統的地域体育の伝承機能
- (6) 仲間づくりの機能
- (7) レクリエーション機能とモーアシビの消滅

第3節 モーアシビ（毛遊び）の伝統と現代のエイサー

- (1) モーアシビとエイサー
- (2) エイサーとは何か
- (3) エイサーの変容と青年会活動
- (4) 全島エイサー・コンクール
- (5) エイサーにおける「出会い」機能
- (6) エイサーとサブカルチャー
- (7) 教育機能から見たエイサーとモーアシビ

第4章まとめ

第4章注

第5章 方言札の性格と起源に関する考察

第1節 方言札の基本的性格

- (1) 方言札の慣習的性格（非公式的性格）
- (2) 方言札の自然発生的性格
- (3) 方言札の前近代性
- (4) 方言札の村内法的性格
- (5) 集落の罰札制度と方言札を繋ぐもの

第2節 方言札の復元

- (1) 方言札の多様性
- (2) 方言札概念の再検討の必要性
- (3) 方言と言語

第3節 方言札出自説の検討

- (1) 世界の言語罰札制度
- (2) フランス出自説の検討

(3) 県学務課・師範学校出自説の検討

(4) 県立二中発生説の検討

(5) 村落共同体出自説の検討

(6) 方言札の出自をめぐって

第4節 村落共同体出自説批判と沖縄のアイデンティティから見た方言札

(1) 村落共同体出自説への近藤批判

(2) 方言札の復活とナショナリズム

(3) 方言札の不在時期の理由

(4) 方言札の出現と民衆のアイデンティティ

(5) 標準語励行運動期における民衆のアイデンティティ

(6) 戦後の方言札と民衆のアイデンティティ

第5章まとめ

第5章注

終章

I 各章のまとめ

II 本研究の三つの課題への結論

III 本研究の今後の課題

関係地図 / 関係年表

参考文献一覧

(2) 第1章の概要

本論文は、沖縄の罰札制度の在り方を通して習俗としての社会教育が果たしてきた役割を明らかにすることを目的としている。第1章「沖縄における習俗と社会教育」では、主題にある南島村内法とその罰則手段である罰札制度と社会教育の総体的理解への糸口として、沖縄特有の社会教育を基盤的に支えるシマの自治の特質を検討した。沖縄シマ社会の社会教育は、字自治の一部として展開されてきた。本章では、字の社会教育の拠点である「字公民館」（多くの場合、法的には公民館類似施設）の歴史的な形成過程について論じたあと、場所によっては戦後にまで続いていた字民による「自治」の実態について、幾つかの事例を取り上げた。

第1章第1節の「沖縄社会教育の特色」では、先ず社会教育行政の枠に収まらない沖縄

社会教育の特異性について分析し、社会教育行政の外側で自立的に展開される沖縄の社会教育が有する現在的な意味について考察した。そして、戦後沖縄で字の公民館が立ち上がる様相を検討した。そして、そういった沖縄社会教育の特色を踏まえて、これからの社会教育と社会教育行政の関係について分析し考察した。

第2節の「字自治とその歴史」では、字自治が帯同する歴史性に関する考察を行った。先ず王府時代から続く字自治の様相とその歴史性について言及した。沖縄において、字公民館の運営が可能であったのは、王府時代以来の役所であると同時に「シマの自治」（字自治）の拠点であった「村屋」の存在が大きかった。戦後沖縄の字公民館（公民館類似施設）を中心とした「シマの自治」は、戦前の「村屋」を中心とした字自治を基盤として成り立ったのである。本節では、場所によっては戦後にまで続いていた字民による「自治」の実態について、幾つかの事例を取り上げた。長い間「習俗」として残存した字自治のシステムは、地元に根差した初源的・土着的な民主制と見做しても間違いはない。そのシステムが生きていた間は、字民は直接、字自治に関与することができた。現在では、南島村内法の痕跡が「字規程」として残され、全字民会議である「村揃」（ムラズリー）は制度としては消滅したが、字自治が跡形もなく消滅した訳ではない。第2節ではその後、続いて戦前と戦後の社会教育の連続性と断絶性について検討した。

第2節で論じた「シマの自治」が、現在の市民社会に突き付けてくるのは、その共同性の紐帯であり凝集力である。沖縄農村の有名な「ユイマール」（共同労働）にせよ、教育模合¹²に見られるような相互扶助にせよ、よそ者に対する排他性にせよ、沖縄シマ社会が有する共同体の力はすべてその紐帯の強さの表現である。その機能の検証は、「村落共同体の中で『土俗の力』による紐帯・凝集力がどのように機能していたのかを解明する」という本論文の三番目の課題への取り組みである。

そして、第3節の「沖縄の社会教育行政に求められるもの」において、沖縄の「土俗の力」を俎上に載せるときに避けて通ることができない、シマ社会の共同性の核にある「聖性」について論じた。これは宗教と関係する問題であるため、社会教育の世界で取り扱われることは少ないが、沖縄の社会教育との関わりで言えば、大きな問題点を孕んでいる。即ち、「共同体の論理」と「市民社会の論理」が正面から衝突する場所であるからである。第2節同様に、本論文の第三の課題である「土俗の力」による紐帯の機能の解明に繋がっている。

この第1章全体を通して、字自治における強い紐帯と「土俗の力」に支えられた沖縄社

会教育の在り方の検証は、現代においてもなお民衆の主導による自然発生的な社会教育が可能であるという示唆を与えてくれている。そのことは、「社会教育」と「社会教育行政」の関係について、今一度見直す必要があることを教えてくれている。

第1章に関しては、以下のような先行研究を活用した。小林文人及び島袋正敏等によって編集された『おきなわの社会教育—自治・文化・地域おこし—』¹³は沖縄社会教育研究の集大成とも言える内容となっている。現在においてもなお、沖縄の社会教育は約970館に上る「字公民館」（公民館類似施設）を中心としてエネルギーに展開されている。しかしその意義が、本土の社会教育関係者に正しく認識されているとは言い難く、中には、沖縄の社会教育を「遅れた形態」として一蹴する向きもあると指摘している（同書2頁）。それに対して本書は、沖縄における社会教育の個性的な実践と運動の広がりを見網羅的にまとめ全国にその意義を発信した重要文献であると言えることができる。本書は、70名近い執筆者によって著された沖縄社会教育の集大成とも言える先行研究として位置づけることができる。

それと並ぶ基本文献として、小林文人と平良研一の編集による『民衆と社会教育—戦後沖縄社会教育史研究—』¹⁴が挙げられる。本書は副書名からも分かるように、歴史研究の範疇に属する先行研究である。そこに収められた論稿の中でも、とりわけ小林文人による「戦後沖縄社会教育のあゆみ」と「戦後沖縄の社会教育法制」、松田武雄による「復帰後沖縄の社会教育」、及び平良研一「戦後初期アメリカ占領下の社会教育・文化政策」等の諸論稿は沖縄における戦後社会教育史の概要を明らかにしている。また、沖縄の字公民館の歴史に関しては、末本誠「琉球政府下、公民館の普及・定着活動」を参考にした。これらの論稿は、本論文第1章を展開する上で必要な情報を提供しているが、本論文で展開する南島村内法と社会教育の関係については明らかにしていない。

本論文で三番目の課題として挙げた、「習俗を支える共同体の『土俗の力』による紐帯・凝集力」を追求する先行研究としては、末本誠『沖縄のシマ社会への社会教育的アプローチ—暮らしと学び空間のナラティブ—』¹⁵を活用した。「学びの空間」としてのシマ社会の在り方を様々な角度から捉えなおす試みは、本論文の分析視点として取り入れた。

また、教育全体における「習俗としての教育」の重要性については、久田邦明『生涯学習の展開—学校教育・社会教育・家庭教育—』¹⁶を参照した。同時に、現代社会における市民の「学び」とこれからの社会教育の在り方は、松下圭一『社会教育の終焉』（筑摩書房、1986年）¹⁷を用いて考察を進めた。

(3) 第2章の概要

第2章「南島村内法と罰札制度の沖縄社会教育への影響」では、第1章で論じた自治の規範である南島村内法と、その制裁手段である罰札制度の在り方について、分析し考察した。即ち、村内法の本質、近代にまでその法が残りえた歴史性、罰札制度の執行者である若者集団の在り方及び集落における罰札の実態と社会教育との関わりを解明した。それは序論で掲げた最初の課題、即ち南島村内法の実態の解明と集落生活への影響の検証となっている。

第2章第1節「南島村内法と罰札制度」では、先ず王府時代の法体系を踏まえて、そこでの「村内法」の位置づけと機能及び役割について考察した。琉球王国では、民事事件は殆ど南島村内法に委ねられていた。村内法は王府法よりもずっと古い自然発生的な法であるが、18世紀には間切吏員と各シマで協議して執行されるようになった。つまり自然発生的な掟を、王府や間切¹⁸も利用するようになった。法は間切ごと又は村(シマ)ごとに定められるゆえに、内容もそれぞれ異なっている。琉球王国における法体系は、建前上では薩摩藩による法令、琉球科律、南島村内法(間切村内法)という順の上下関係になっていたが、実態はその逆であった。

「罰札制度」とは、南島村内法の制裁手段である。科銭や科米、科松を執行するために利用されたシステムであり、後に学校教育で使われる方言札もその応用であった。罰札を持たされている人間は、次の違反者が見つかるまでは、金銭なり玄米なりを集落(シマ)に納めなければならなかった。集落の自治の礎であるこのシステムは、近代法の観点から見ると、多くの矛盾と問題点を抱えていた。そもそも、シマ社会にとっては「法」であっても、国から見ると「契約」であった。

第2節「旧慣温存期と教育及び社会教育」においては、この慣習的な村内法が、沖縄が近代日本の一県になってからも生き続けた理由が、旧慣温存期の存在に求めることができることを明らかにした。琉球処分以来、明治政府は急激な同化政策を進めたが、その一方で経済・社会上の諸政策(自治・租税・教育・行政組織等)は旧琉球王国及び琉球藩時代の在り方(旧慣)を変えないでおくという二重政策を採用した。この二重政策は「旧慣温存政策」と呼ばれ、明治期の沖縄を規定する大きな特徴とされた。この政策は、沖縄と本土の法体系を切り離す植民地的、差別的な政策であったが、急激な本土との一体化が困難であった沖縄の独自性・自立性をある程度まで認めるものであった。その結果、国策を取り入れながら村内法も残存した。この旧慣温存政策の存在が、学校教育においては王府時

代以来の「村学校」を一時的に残存させることに繋がり、社会教育の面では、「夜学校」を全県的に普及させることになった。また、間切制度やその下での「村政」を残した自治制度上の旧慣温存政策は、シマ単位での青年会・青年団の組織化をもたらした。

第3節「罰札制度の執行者としての青年集団」では、旧慣温存期の存在故に、村内法・罰札制度の執行者としてシマ社会に残った沖縄の青年集団について論じた。沖縄の歌舞などの芸能や社会体育が現在まで残りえたのは、二才揃から青年会に至る集落の青年団の活動によるところが大きい。本土において、江戸時代の若者組は青年団の「原型」であったが、沖縄の場合は字（シマ）単位の組織がそのまま残されたため、若者組（二才揃）と青年会・青年団の関係は遥かに密接であった。だが、1920年（大正9年）の第三次訓令と次官通牒の発布は、沖縄の若者集団にも年齢制限を強いるものであり、そのことが沖縄の青年団の再編をもたらす結果となった。

しかし沖縄の場合、その再編は指導機関である郡や市町村の上位青年会とその実行部隊であり、民衆生活に密着した各字（シマ）の青年会（即ち上位青年会の支部）との間に質的差異をもたらした。社会教化団体として特化された郡や市町村の上位青年会とは異なっており、戦前の末端の字青年会は、社会教化団体の支部としての性格と土着的青年集団としての性格という二重性格を帯同していた。本土では明治前半に消えた、若者組の警防・村落自治への関与、産業振興団体としての活動を字の青年会が担っていた。

沖縄では、特に30歳代40歳代の構成メンバーを多く抱えた末端の集落レベルの青年組織に混乱がもたらされた。教員や役場吏員の多い上位青年会とは異なり、「現場」である末端の集落では、上からの規定と実態との折衷のために、集落ごとに様々な工夫がなされた。「青年会」から30歳以上を「向上会」「成年会」として急遽分離させたり（名護市呉我など）、逆に二才揃の後身である「向上会」から「青年団」を分離させたり（名護市仲尾次）、「賛助員」と称して組織に残す例が存在した（名護市辺野古など）。また25歳までを「青年団」、25歳から40歳までを「青年会」として分離させた例もある。しかし、「青年会」「青年団」と呼んでも、「向上会」と呼んでも、＜二才揃＞という年齢集団を根幹にしており、各集落の実行集団としての性格に大きな相違はなかった。

各字の青年会・青年団もまた、市町村青年会・青年団の下部組織として、皇民教育や同化教育を担った。しかし各字の青年会・青年団には、道路普請や農作物の共同管理、集落の祭事や伝統行事の伝達や実行といった事業団体としての側面が残されており、それは王府時代の若者組（二才揃）以来引き継がれてきたものであった。その意味では、戦前の沖

縄の青年会・青年団の半身は「二才揃」そのものであった。

「土俗の力」の法的表現である南島村内法と、その制裁手段である罰札制度の執行は、沖縄社会教育を考えるとときに欠かせない「字自治」のコア的な業務であった。その業務を担っていたのは、青年会・青年団や「向上会」「消防組」といった昔ながらの二才揃系の組織であった。本論文の第三の課題である「土俗の力」の解明に当たっては、青年会・青年団の活動と二才揃系の組織の区分は大した差異ではなく、双方を併せて、沖縄の若者集団を総体として鳥瞰する視点が必要であることが明らかになった。

第4節「近代沖縄における罰札制度の実際」では、集落における村内法・罰札制度執行の実態を明らかにした。先ず、大宜味村津波集落の「村内法」の全文を検討した後、『字誌』に基づいて、名護市辺野古、大宜味村喜如嘉及び金武町金武の各集落における罰札制度の運用の実態を明らかにした。検証の結果、名護市辺野古では旧来からの二才揃（若者組）の影響が強く現れているのに対し、大宜味村喜如嘉における村内法罰札制度は時代の影響を受けており、ある意味で近代的な形を取ったものであることが見てとれた。また喜如嘉では方言札が青年団によって集落で執行されていた。金武町金武の事例は、村内法の執行につきまとう恣意性を表しており、そのことが子どもたちに不公平感を持たせたことや学校教育が農村の罰札制度に何の力も持ち得なかったことを表していた。これらの事例を通して、村内法はその集落にのみ通用する規範であり、外部の人間には全く適用できないため、そこでは近代市民社会を構成する「個人」という概念は現れようのない世界であることが明らかになった。

これら罰札制度の執行は、現在から見ると「隠された青年会（青年団）活動」と言えた。青年会・青年団が罰札制度を執行していなかった集落では、向上会や消防組・二才組など、国の年齢制限で無理やり青年会と分化させられた若者集団が代替して担っていた。その活動は、青年会・青年団による、若者たちの職業教育としての機能にも繋がった。罰札制度の施行を通して、若者たちは村落共同体全体の農業生産力を上げる必要性、生産手段を大切に扱うこと、更には勤労や節約の大切さや礼儀作法などを学んだ。貧しかったかつての沖縄では、砂糖黍一本、果実ひとつが大切な字民の生産物であり、個人の恣意的な消費を許すことができる余裕など無かった。

罰札制度はシマの掟を叩き込む教育と表裏一体となって執行されており、それが権力からの一方的強制ではなく、主体的に担われたことを押さえておく必要がある。罰札は、与えられる側からすれば、個を無視した不当で苛酷なシステムであったが、与える側から見

たとき、ひとつの社会教育的ツールと見なすこともあながち不当ではない。そして、その共同体至上主義への主体的な参与の在り方が、伝統芸能の保持や夜学校の開催といった沖縄における社会教育の展開にも通底していることが明らかになった。

自然発生的な性格を持つ南島村内法・罰札制度は、その制度の廃止も字ごとに行われた。廃止の時点も、字ごとに相当に異なっている。宜野湾市の字宜野湾や嘉数のように大正期のうちに早々と廃止された集落もあれば、戦後まで生き延びた事例もある。しかし、近代民法と抵触するこのシステムが、時代を経るに従って慣習法としての存在基盤を喪失していったことは間違いない。罰札制度の終焉は、とりもなおさず、シマ社会の「共同体至上主義」の終焉を意味していた。本土とは異なり、戦後四半世紀に渡る占領下に置かれていた沖縄の社会であるが、ある時期から本土同様の「私的利害」を重視する市民社会の価値観が浸透するようになったと言える。南島村内法の罰札制度の痕跡は、今でも「字規約」として至る所に残存している。糸満市喜屋武のハーリー（爬竜船）やエイサーの練習をサボった者に対する課金システムなどはその最たるものであり、それをどう考えるかはこれからの社会教育の課題として残されている。

第2章で活用した先行研究には、法律学・民俗学・歴史学など他分野の多様な文献を含んでいる。例えば、青年会や青年団による罰札制度執行の態様を調べるためには、『県史』の教育学編だけではなく、民俗学編をも参照する必要があった。即ち、第2章の研究を進めるためには『県史』の社会教育に関する項目と、民俗学に関する項目を同時並行的に調べる必要があった。『沖縄県史 4 教育』¹⁹、『沖縄県史 18 新聞集成教育』²⁰、『石垣市史 各論編 民俗』²¹及び『名護市史 本編 7 社会と文化』²²などである。そしてまた、『辺野古誌』²³をはじめとする字誌を本論文第一の課題である、村内法罰札制度を通した沖縄の社会教育の実態の解明に役立てた。

また、王府時代や明治初期の教育に関しては、真境名安興『沖縄教育史要』²⁴及び『東恩名寛惇全集 5』²⁵を活用した。そして南島村内法に関しては、奥野彦六郎『南島村内法』²⁶を参照した。法の成り立ちから地域差に至るまで、村内法に関してはこの法学系の研究書に依拠した。また、村内法に呪縛されたシマ社会の在り方に関しては、戦前からの沖縄学の古典である佐喜真興英『シマの話』²⁷及び田村浩『琉球共産村落の研究』²⁸に依った。

(4) 第3章の概要

南島村内法とその罰則手段である罰札制度は、近代に入ると「風俗改良運動」と結びついて、沖縄古来の伝統文化を否定する手段としても立ち現れた。その最たるものが、母語の使用を禁じる「方言札」であるが、その他にも数こそ少ないものの「モーアシビ（毛遊び）」²⁹を禁じた「モーアシビ札」や寝宿を禁じた「ヤガマ札」など、旧来からの伝統的習俗を否定するために、近代特有の罰札が生みだされて利用されていった。本章では近代の「風俗改良運動」の指針が村内法の上でどのように条文化され、そのことが沖縄の社会教育と習俗にどのような変容をもたらしたかを検証し、シマ社会の住民たちのその変容への向き合い方について考察した。それは、本論文第二の課題である、村内法・罰札制度を介在させることによって起こった社会教育と習俗の変容の検証である。

第1節「沖縄における風俗改良運動」では、沖縄の風俗改良運動が有した特徴と留意点を論じた。沖縄では、地方改良運動は専ら「風俗改良運動」として現れた。多くの沖縄固有の習俗が「改良」の対象とされた。日本社会教育史の上で、「風俗改良運動」といえば先ずこの沖縄の事例を指すのは、この特質による。

沖縄における風俗改良運動を論じるに際しては、留意すべき二つの点が存在する。一つ目は、同化と近代化という、異なる二つの方向性を内に孕んで展開されている点である。近代に入ってから県外コミュニケーションや出稼ぎ更には海外への移民の増大は、県民の間に「後進県」沖縄を相対化する視線を作った。そのことが、若者たちの近代化志向をもたらし、市町村の青年会や風俗改良会を中心として、半ば自然発生的な風俗改良運動を推し進める結果となった。だが、その運動がもたらした習俗近代化の多くはヤマト（本土）との同化と一体となったものであった。

あと一つの留意点は、各地の青年会・風俗改良会主導の風俗改良運動は、国や県によって組織的に行われた運動ではなかったという点である。例えば、シマの外の異性と恋愛関係に陥ったときに課される「馬手間」という習俗の改廃を例に取れば、従来通りの馬手間規定が残る地域と、その習俗の廃止を規則に定めた地域とが隣接していたという実態がある³⁰。その在り方は、この運動が、行政によって組織的に行われた訳ではなく、運動も決して成功したとは言い難い様相を示している。

郡や町村の上位青年会や風俗改良会は、学校教員や間切役員など地域の指導層を主な成員としており、運動も啓蒙的色彩の強いものであった。だが、この運動の指針が集落レベルの青年会に下されたとき、シマの自治というフィルターを通してシマの掟（村内法）と

化して大きな変容を被ることが多かった。上位青年会や風俗改良会では抽象的な表現に留まっていた生活規制が集落（シマ）レベルの村内法で具体的な指針となると、まるで現実性のない条文や奇妙な条文が並ぶことにも繋がった。

また、村内法の条文を自分たちの都合の良いように作り変えたり、全くの綺麗ごとを取りあえず規則として建前的に掲げておくといった手法も駆使された。そういった過程を通じて、民衆に支持されない風俗改良の対象は淘汰され、沖縄文化を根絶やしにしかねないような同化政策をストレートに実行するという愚は避けられたのである。本論文で第二の課題として挙げた沖縄の社会教育や習俗の変容という点で言えば、沖縄の社会教育は民衆の「シマの自治」の規範である村内法を通して、ときには利用され、ときには換骨脱胎されて取捨選択されるに至った。そして、その変容が結果的に沖縄文化を守ることに繋がった。

第2節「村内法に見る習俗と風俗改良における同化と近代化」では、運動が有した同化と近代化という二つの要素がどのように関係していたか表にして示し、各習俗を個別に取り上げて考察した。何故、ある習俗の改廃はすんなりと受容されて、別の習俗の廃止は失敗したのか。その成否を検討することを通して、改良運動の成否と「近代化」との関係や、沖縄における「同化政策」の意味を問い直した。

そして裸足の禁止や道路の清掃、カマドの改良なども、同化の方向性というよりは近代化、生活の合理化の方向性を持つ運動であり、これらには民衆が拒否しなければならない要素は見当たらない。また、改廃に成功した数少ない習俗の一つである刺青に関して、単なる同化政策ではなく、生活習慣の合理化という近代化政策としての要素も大きかった。

逆に、風俗改良運動で取り上げられた習俗のうちで、近代化（生活合理化）に繋がらない習俗の改廃や、民衆にとって必然性が感じられないような習俗の禁止は成功しなかった。

風俗改良運動の「同化」という方向性が近代以降の短い射程しか持たないのに対し、生活の合理化・近代化という側面には、王府時代から現在に至るまでの長い歴史性が存在している。中には冠婚葬祭や祭儀の簡素化など、21世紀の今もシマ社会の生活改良課題として残されているものさえある。この運動における習俗の改廃を考察するにあたっては、風俗改良運動期に留まらない、大きな歴史的な視点が必要であることが明らかになった。

また、第3章の最後に沖縄における本土への同化の特質について言及した。沖縄の住民たちの同化志向は近代化志向を伴っており、歴史的に見ても不可避的な側面が強いこと、そして、沖縄在来の琉球神道³¹と集落の御嶽信仰が国家神道へと再編されそうになったと

き、鳥越憲三郎らが本土神道の様式を取り入れながら沖縄在来の信仰の形を守り抜こうとしたことを取り上げ、沖縄における同化問題を一般的な同化政策の中に封じ込める一面性を問題にした。

風俗改良運動はその多くが失敗に終わり、多くの沖縄の習俗は改廃を免れることができた。その背後には、字自治とそれに基づく青年たちの活動（社会教育）が存在した。閉鎖社会として自己完結したシマ社会の特質が結果的には沖縄文化を守った。

第3章で先ず必要とした先行研究は、社会教育分野からの「風俗改良運動」の分析であった。この分野では、『名護市史 本編6 教育』³²における中村誠司の社会教育に関する論稿や『沖縄県史5 文化1』³³における太田良博の研究が代表的なものであり、共に沖縄における風俗改良運動を把握するためには不可欠な文献である。しかしその分析には、農村における風俗改良運動に利用された村内法や罰札制度に関する記述は無かったため、『字誌』などの地域資料を用いて、「村内法と罰札制度を介在することによって起こった、沖縄の社会教育と習俗の相互変容の在り方を検証する」という本論文第2の課題の解明に取り組んだ。

また、学校が社会教育（同化運動）においても重要な役割を果たしていたことを論じたのが、近藤健一郎「日清戦争後の沖縄における「風俗改良」運動の実態—父兄懇談会の開始を中心に—」³⁴及び嘉納英明「近代沖縄における風俗改良運動と学事奨励に関する一考察」³⁵である。学校教育を軸としたこれらの研究は、シマ社会における風俗改良運動に力点を置いた本論文とは異なった視点から論じられたものであり、風俗改良運動を総体的に把握するのに参照した。

本章では村落共同体の理解のために、マルクスの最晩年の書簡とされる「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答」³⁶を参照した。本論文の舞台である沖縄の農村共同体は、戦前からロシアのミール共同体との酷似が指摘されてきた。ともに典型的なアジア的共同体であると見做すことができ、その特徴は戦前の研究者たちに沖縄の農村共同体を「共産村落」と誤解させる一因となっていた。

(5) 第4章の概要

第4章『「性」をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ—』では、風俗改良運動のなかで真っ先に改廃の対象となった村内婚のための「モーアシビ」の習俗を中心に、それと表裏する村内婚禁止のための「馬手間」の習俗、そして習俗としてモー

アシビの持つ教育的機能を引き継いだ戦後の「エイサー」の在り方について、社会教育学の観点から論じた。戦後沖縄の青年会活動の支柱である「エイサー」に関しては、これまでも山城千秋などを中心として社会教育学上で論じられてきたが、教育学の分野において、モーアシビや馬手間の習俗が正面から扱われることは殆ど無かった。しかし、その中には看過することのできない社会教育上の問題が多々含まれていると考え、本論文では独立した章を設けて論じることにした。

支配層によって、その絶滅が沖縄の社会教育上最大の課題とされたモーアシビの場は、沖縄の伝統的な歌舞や社会体育を育む教育的機能を有する「習俗としての教育」の場であった。本章では、この習俗の持つ教育的機能を分析し、次世代に「エイサー」という形でその機能が受け継がれていくことを検証した。その分析と検証は、村落共同体の中で「土俗の力」による紐帯・凝集力がどのように機能していたのかを解明し、その力が生み出した「学び」の在り方を検証するという第三の課題への回答である。本章で取り上げる習俗はそのどれもが「土俗の力」の発露に他ならない。

そして、留意すべきことは、この「習俗としての教育」を取り締まる行為もまた教育者や青年会・青年団による「社会教育」であったという事実である。即ち、それは取り締まる側と取締りを受ける側が同一であるか、もしくは極めて近い関係にあることを意味している。沖縄近代教育史におけるモーアシビの場をめぐる攻防は、学校や社会教化といった“formal education”と、習俗としての教育、即ち“informal education”との相克として捉え直すことができる。

第1節「モーアシビ（毛遊び）と馬手間」では、モーアシビの習俗の概要を説明し、それが何故為政者たちによって改廃の対象とされたのか、その原因を考察した。続いて、習俗としてモーアシビと表裏関係にある「馬手間」（村外の異性との恋愛や結婚への罰則）とその取締りについて論じた。

一日の仕事を終えた結婚前の若者たちが、野原（モー）や海浜に集まって深夜遅くまで歌い踊るモーアシビは、前近代の沖縄の平民男女が結婚相手を探す唯一の手段であり、自由な恋愛の場であった。儒教思想の影響下に、「家」の論理で結婚相手が決められる士族層にこの習俗は存在しない。この習俗が真っ先に改廃の対象として取り上げられたのは、「家」の承認を経ずに男女が結ばれるという自由恋愛による結婚が、「イエ制度」を重視する為政者たちに許し難いものであったが故である。

国や県がモーアシビを廃絶しようとした試みは必ずしも上手くいかなかったが、集落ご

とに展開された風俗改良運動は必ずしも組織的なものではなく、恣意性のある種のいい加減さがついて回ったことが、村内法の実態を調べる中で明らかになった。そのことが結果的には沖縄固有の習俗に対する抑圧への歯止めになった。見方を変えれば、結果的にはシマの自治が沖縄文化を守ったとも言える。この検証を通して、本論文第一の課題である、村内法による民衆の生活規制の実態の解明を行なった。

モーアシビ取締りへの抵抗には表立ったものが少なく、若者たちは次々と場所や方法を変えて遊びを続けたが、モーアシビと表裏する習俗である馬手間の改廃は紛争にまで至った。馬手間の習俗に反対する議員（黒派）と継続を主張する議員（白派）が対立し、青年団による祭や行事も全て白黒別々に開かれるまでになった。モーアシビや馬手間など性に関する村内法の執行は、どの集落でも青年集団に委ねられており、シマの女性に対する権利意識も相まって、利権争いのような様相を呈した。この在り方は、戦前の沖縄の社会教育と習俗との密着を示しており、その解明は国や県の同化政策が村内法と社会教育に与えた変容を明らかにするという本論文第二の課題に繋がっている。

第2節「モーアシビ（毛遊び）の教育的機能」では、モーアシビの習俗が持つ教育機能を5つに分類し、その在り方を現地での「聞き書き」を軸としてまとめた。5つの教育機能とは、次の通りである。即ち、①歌舞の伝承機能、②創造活動の場としての機能、③伝統的地域体育の伝承機能、④仲間づくりの機能、⑤明日の労働への活力を生み出すレクリエーション機能である。これらの5つの機能の他に、この習俗は性教育機能を帯同しているが、その機能は5つの教育機能に内在していると考えた。この教育機能の分析を行なうことにより、「土俗の力による凝集力・紐帯がどのように機能していたのかを考察し、その力が生み出した『学び』の在り方を検証する」という本論文第三の課題の解明を行なった。

歌舞の伝承機能について論じた第2節(3)の嘉数集落の例では、同化政策による習俗の抑圧に対する若者たちの立ち振る舞い方と、結婚相手を見つけるという習俗の動機の喪失が歌舞の技量の低下を招いたことが見てとれた。

それに対し、創造活動の場としての機能を論じた第2節(4)の伊佐集落の例は、中学生による遊びの例であり、モーアシビとしての与件を欠いていたが、そこで行われた「掛け歌」は、この習俗が有する創造的性格を示していた。楽器づくりからはじまるモーアシビごっこの創造性が少年少女たちをこの遊びに駆り立てたことが明らかになった。

社会体育の場としての機能を論じた第2節(5)の宜野湾集落の例では、この習俗は未だ婚姻媒介機能を残しており、恋愛と歌舞とスポーツの根源的な一体化が見られた。また

第2節(6)の「仲間づくりの機能」では、モーアシビ仲間が民俗学でいう「若者仲間」であり、強い同輩結合が沖縄の社会的紐帯の一つとして機能している様相が見てとれた。

第3節「モーアシビ(毛遊び)の伝統と現代のエイサー」では、モーアシビが帯同した教育機能が、戦後は「エイサー」に引き継がれ展開されてきた歴史を論じた。結婚相手を見つける為の歌舞の習俗であるモーアシビと、盆の伝統行事であるエイサーとは民俗としての系譜は異なっているが、歌舞の文化伝達機能の場としても、出会いの場としてもその機能は共通している。エイサーで歌われる音楽の多くもモーアシビ由来のものである。モーアシビからエイサーへ習俗が引き継がれたことは、これまで音楽関係者によって指摘されてきたが、本章では初めて社会教育の視点からその継続性を明らかにした。

社会教育学においては、これまで末本誠は上野景三や小林平造らとの共同研究において、村祭りにおける踊りの動作や所作の習熟過程を分析し、シマ社会における芸能を中心とした教育的意味の年齢階層による分業モデルが提示されてきた³⁷。しかし「村遊び」とは異なり、モーアシビやエイサーにおける文化伝達機能や「学び」を、そのような教育的意味の構造のなかで捉えることは困難である。歌舞の創造や伝承は、青年層のみによる水平的な形で行われてきた。即ち、「習俗としての教育」、文化伝達のあり方には、村祭りのように村落共同体全体で関わるものと、本土での若衆小屋での学びのように限定された時間と空間の中で展開されるものと二種類のあり方があった。青年層だけで文化伝達が行われたモーアシビの場は、教育活動としては非組織的・非体系的であるが、それ故に自然発生的で根源的な創造性と活力を有していた。エイサーはその創造性を引き継ぐことができた。そしてその確認が、モーアシビとエイサーにおける「土俗の力」の紐帯が生んだ「学び」(本論文第三の課題)の解明へと繋がった。

第4章における先行研究としては、モーアシビと、それと表裏する馬手間の習俗に関しては、奥野彦六郎『沖縄婚姻史』³⁸、W. P. リーブラ『沖縄の宗教と社会構造』³⁹及び伊波普猷『沖縄女性史』⁴⁰に依拠して解明にあたった。これらはいずれも民俗学からの知見であり、「文化継承」という社会教育的意義についての言及には乏しい。

第4章では、第三の課題である、村落共同体の中での「土俗の力」による紐帯・凝集力の機能を解明し、その力が生み出した「学び」の在り方を検証した。そのために、モーアシビの歌舞としての教育的機能に関しては、羅承晩「民謡の実演現場としてのモーアシビ分析」⁴¹や『山内盛彬全集 第一巻』⁴²などを参照し、社会体育としての教育機能の叙述には、真栄城勉「明治期の沖縄県における社会体育史」⁴³などを参照した。また、仲間づ

くりの機能に関しては、民俗学からの引用であるが加藤正春「沖縄の『別れ遊び』儀礼の考察 ―若者仲間による葬宴と死者観念―」⁴⁴を用いた。しかし、上記諸論文は「モーアシビ」の習俗が持つ様々な教育的機能をトータルに分析・解明しようとする試みではないため、本論文ではそれら様々な分野ごとの教育的機能の分析を参照して、本論文の目的にある社会教育が習俗と通路を持つ意味について明らかにした。

(6) 第5章の概要

第5章「方言札の性格・起源に関する考察」では、学校社会のなかに入り込んだ罰札である方言札について論じた。「方言札」は、学校社会と村落共同体双方に関わる罰札であるが、罰札制度がどのように民衆の生活や習俗を規制してきたか、その実態と社会教育への影響を明らかにした。それは罰札制度の実態を解明するという、本論文第一の課題と繋がっている。

第1節「方言札の基本的性格」では、方言札の基本的性格を論じた。本論文では、方言札のもつ基本的性格として、慣習的性格（非公式的性格）と自然発生的性格（草の根的性格）を挙げた。沖縄では、たびたび厳しい会話教育（普通語励行・標準語励行）が行われてきた。だが、どのような厳しい運動のさなかにおいても、方言札の使用が行政側から強制されたことはなく、その非公式性は方言札の極めて大きな特色であり、方言札の在り方を大きく規定していたと言える。札の形状や寸法・素材・色彩などは無規格で多様性に富んでおり、残されている資料は圧倒的に被教育者の側に偏っている。公式資料が少なく、また学校や地域によって導入時期や導入方法もバラバラである。掃除当番など他の罰則を伴うかどうかについても学校ごとに異なること、体罰を伴って生徒を委縮させる場合もあれば、半ば遊戯的に使用されていた時間・空間も存在したこと等に見られるように方言札は極めて多様性に富んだものであった。ただ、方言を使用した者に札を与えて首から吊り下げさせ、次の違反者（方言使用者）が現れるまでその札を持っていなければならないという、南島村内法上の罰札と同一の使用方法だけが、全ての方言札に共通していた。

これまでの研究によって、学校ごとに方言札導入の時期がバラバラであることは明らかにされてきた。方言札の導入過程にも学校によって大きな差異があることが分かっている。このような学校への「方言札」導入の状況は、自然発生的な、言いかたを変えれば「草の根的」なあり方であると言える。このような方言札の持つ慣習的性格と自然発生的性格を合わせて考えると、それは紛れもなく「村内法的性格」と呼ぶことができる。

第2節「方言札の復元」においては、方言札の形状・寸法・素材、使用法、罰則の多様な在り方について論じた。中には、赤い羽根状のものや、標準語を上手に話したときに付与される褒美札の事例もあり、方言札の定義が簡単なものではないことを示している。

第3節「方言札出自説の検討」では、世界各地の罰札制度を俯瞰した後、沖縄の方言札の出自をめぐる見解を整理した。言語に対する罰札制度は、沖縄固有のものではなく、フランス、ウェールズ、フィリピンなど世界の様々な場所で見出すことができる。だが、言語を強いるためのツールが、単なる習俗の模倣か、政策的導入か、偶然の一致かは慎重に検討しなければならない。そこに政治思想的な「移出」や「伝播」の意味を持たせることには慎重であるべきだと考える。

方言札の出自に関しては、次の4つの説が存在する。一つ目は田中克彦による「フランス出自説」、二つ目の説は、現地で広く人口に膾炙していた「県学務課・師範学校出自説」、三つ目は県立二中から一中へ転任してきた金城先生が方言札を創作したとする「県立二中出自説」、そして四つ目は『南島史学』誌上で展開された井谷の「村落共同体出自説」である。しかし、4つの出自説の内では田中克彦によるフランス出自説だけが異色であり、後の3つは農村の罰札制度との深い関わりを否定しておらず、必ずしも択一的に問われなければならないようなものでもない。最も古い方言札使用記録からは、村内法の罰札制度が日常的なものであり、これを学校に施行することは至って簡単であったという発言が見られた⁴⁵。これは、「発明者」や「発現地」を巡って様々なことを語ってきた私たちの言説総体を相対化してくれるものである。村内法が民衆を呪縛していたこの時代の沖縄のどこでも、方言札は極めて簡単に作られていった可能性を示唆している。

第4節「方言札の出現」では、方言札の在り方と、沖縄民衆のアイデンティティの関連を論じた。方言札に関して数多くの先行研究を残している近藤健一郎は、アイデンティティの在り方と方言札の発生とを関係付ける井谷論文を批判して、国語教授法から方言札の有無を問題化すべきことを論じている。しかし、国語教授法からの把握だけでは、方言札出現の説明としては余りにも視野が狭い。習俗として、この罰札がここまで広範囲に広がっていった理由が説明できないことは指摘しておかねばならない。近藤は、母胎である農村の罰札にも、方言札の「習俗」としての側面にも、何一つ言及していない。本節では、どのような教授法が採用されていても、それを受け入れるだけの社会的条件が背後になければ、教場に根付くはずもないと結論づけた。そして、方言札が出現する前の時代、出現した直後の普通語時代（1903年（明治36年）頃から1936年（昭和11年）まで）、十五

年戦争の只中で厳しい言語教育が組織的に行われた標準語励行期（1937年（昭和12年）から終戦まで）、戦後（1945年（昭和20年）から方言札の使用が終了する本土復帰直前まで）の4つの時期に分類して、民衆のアイデンティと言語の在り方及び方言札との関連を論じた。（普通語、標準語及び共通語の定義に関しては、外間守善『沖縄の言語史』による）⁴⁶。

第5節「方言札の出現」においては、近代学校教育の中に入り込んだ「習俗」を論じた。総じて、「習俗」と「教育」の関係を俎上に載せつつ、論を進めた。

方言札出現の時期は、沖縄における就学率が本土並みに近づく時代と重なる。山本哲士の言いかたを借りるならば⁴⁷、「近代教育」システムの沖縄社会における土着化は、集落（シマ）において、卒業証書の授与を目的とする他律的な「教育」が支配的なものになって行く過程であった。学校化社会の開始である。

社会の学校化は、伝統的な集落（シマ）の非制度的社会教育、即ち「習俗としての教育」にも影響を与えずには済まなかった。伝統的なシマ社会の自治は、官製青年団の影響を受けずには済まず、いつしか「シマの青年団」は官製「社会教育」へと再編されていった。方言札の出現（学校教育と習俗の相互コミュニケーション）はそのような時代における、「社会の学校化」の象徴としても把握することができる。

第5章における主な先行研究は、以下の通りである。「方言札」に対して最初に研究のメスを入れたのは、近藤健一郎であった。近藤は、学校記念誌に掲載されている回想記や座談会記録を資料として、近代沖縄において方言札がどの程度存在していたのか、その形状や大きさ、方言札が課されるときに掃除当番などの他の罰則を伴ったかどうかといった実態について網羅的に調査を進めた。その成果は、「近代沖縄における方言札」という論題で、『愛知県立大学文学部論集児童教育学科編』の47号（1998年）から53号（2005年）まで掲載された。また2003年には、近藤健一郎『近代日本における標準語教育の歴史的研究—沖縄を中心として—』という科学研究費補助金による研究成果が刊行されている⁴⁸。

これに対し教育学分野の研究とは異なるが、井谷泰彦『沖縄の方言札』⁴⁹は、初めて農村における罰札制度と方言札の連関を明らかにしようとしたものであり、学校だけではなく、農村共同体における社会教育の場で方言札が使用されていた実態を分析している。本論文においてもまた、この観点を踏まえて、学校教育と社会教育とを繋ぐ「習俗」としてその役割を明らかにした。これもまた第三の課題に挙げた、「習俗」を媒介とした「学び」の創出のひとつである。

そして、近藤による方言札研究の概説と言うべき文献が『方言札—ことばと身体—』⁵⁰であり、この論文において近藤は筆者の方言札発生論「村落共同体出自説」を批判しているが、本論文では、近藤が農村の罰札制度に触れようとしないことを中心に反論を試みた。

方言札に関する先行研究で、近藤健一郎以外に重要であると考えられるのが志村文隆の次の二本の論文である。即ち「沖縄における方言札—体験者への聞き取り調査から—」⁵¹及び「方言札の使用形態—沖縄本島における体験者世代への調査から—」⁵²である。いずれも、フィールドワークによる方言札使用者への調査を軸とした論文であり、本論文において参照した。しかし、志村も論文において南島村内法・罰札制度には殆ど言及していない。

また、戦後の方言札に関しては小熊英二『日本人の境界』⁵³に依拠し、「沖縄方言論争」に関しては、谷川健一編『わが沖縄—方言論争—』⁵⁴などの文献に依拠して研究を進めた。

4. 本研究の三つの課題の結論

本論文では、沖縄の罰札制度の在り方を通して、習俗としての社会教育が果たしてきた役割を明らかにすることを目的として、論文の中で次の三つの課題に取り組んだ。ここでは、それら三つ課題に対し、課題ごとに結論を述べていく。

三つの課題とは以下の通りである。①各集落において罰札制度がどのように民衆の生活や習俗を規制してきたか、その実態と社会教育への影響の解明、②村内法と罰札制度を介在することによって起こった、沖縄の社会教育と習俗の相互変容の検証、③村落共同体の中で「土俗の力」による紐帯・凝集力がどのように機能していたのかを解明し、その力が生み出した「学び」の在り方の検証である。

(1) 第一の課題「罰札制度の実態と社会教育への影響の解明」の結論

第1章の「沖縄における習俗と社会教育」は、罰札制度の実態の解明に入る前提として沖縄の社会教育の特色を俯瞰した。そこでは、社会教育行政から自立して展開されてきた生活密着型の沖縄社会教育の守備範囲の広さの持つ意義と、現代社会において「制度的枠組みに収まらない、集落独自の『学び』」がそこにあった。そのことは、沖縄の社会教育が習俗と回路との強い結びつきを証明している。

第2章「南島村内法と罰札制度の沖縄社会教育への影響」では、各集落で字民の生活や習俗を規制してきた罰札制度の実態を明らかにした。先ず村内法と罰札制度の詳細を明らかにし、次に旧慣温存期という沖縄近代史特有の過渡期の存在が、近代法の在り方と明ら

かに矛盾する南島村内法の罰札制度が近代に入っても残りえたことを論じた

また、罰札制度の執行者である青年集団の実態とその成りたちについて論じ、これらを通して、現在まで社会教育史上において殆ど取り上げられてこなかった罰札制度の実態について考察した。

この罰札制度は、戦後になっても暫くの間は効力を持つことも多かった。そして、習俗であるが故に、字ごとの個別的な事情で（字民同士の話し合い、法的には無効だと主張する者が出てきて中止した等）消滅して行ったことが見てとれた。既述のように 60 年代に入ると、字自治や罰札制度に対しても、中止するよう行政指導が入ることもあった。しかし、村内法の規範は字自治規程として残されることも多く、現在との繋がりも小さくない実態が見てとれた。

第 3 章「風俗改良運動のなかの南島村内法と罰札制度」では、沖縄民衆の風俗改良運動の受容と拒絶の実態を解明した。実態としては風俗改良運動はその多くが失敗に終わり、多くの沖縄の習俗は改廃を免れることができた。その背後には、字自治とそれに基づく社会教育が存在して、シマ社会の自治によって風俗の改廃の在り方が決定されていた様相が解明できた。そして、閉鎖社会として自己完結したシマ社会の特質が結果的には沖縄文化を守った実態が明らかになった。

第 4 章「『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ」では、これまで社会教育学では殆ど取り上げられて来なかったモーアシビの習俗の実態を解明し、その教育的機能を論じた。実態の解明は、習俗として終末期に位置する沖縄戦前後の様相を知る住民への「聞き書き」を軸として、地域資料や民俗学の先行研究に依拠して行った。

また、習俗としてモーアシビと表裏する、村外婚を禁止するための罰金システムである「馬手間」に関しても、社会教育との関わりの面で見逃すことのできない実態が存在することが分かった。大正から昭和にかけて沖縄本島中部で起こった「白黒紛争」では、この習俗の改廃を巡って、賛成派と反対派がそれぞれ政党と結びついて抗争した。社会教育団体も二分され、様々な村の行事や社会教育活動もすべて別々に行われたという史実が存在した。習俗の改廃が社会教育を分裂させるという事態は、沖縄の社会教育と習俗との強い繋がりを前提としてはじめて理解可能である。

また、モーアシビの教育的機能をエイサーが引き継いだ実態を解明し、この二つの習俗の連続性を、社会教育の立場からはじめてその内的な繋がりと構造から解明した。

第 5 章「方言札の性格と起源に関する考察」では、長い間その実態を問われることが殆

どなかった方言札の実態を解明した。先ず方言札の基本的性格を取り上げ、方言札の実態の復元を試みた。特に農村の罰札制度との関わりに焦点化して論を進め、学校の内部だけでなく、社会教育の現場でも「方言札」が多々使用されていたことを明らかにした。中には課金を伴う罰札もあり、これは完全に沖縄語の禁止が村内法の一部と化したことの証左でもあった。ここでは、方言札を通じて農村社会と学校社会の習俗が交差していた実態が解明された。

本論文第一の課題の解明にあたって、論文全体として以下の問題点が明らかになった。罰札制度が字民を苦しめてきたことは当然である。特に、子どもや力の弱い者が罰札を押し付けられやすいという特徴を持っており、学校で方言札の授受を行った児童が、通学路では集落の罰札を渡されるということもありえた。また、学校内で方言札制度を施行していた学校社会も、集落の罰札に関しては無力であった。

しかしその一方で、字民の生活を規制していた村内法・罰札制度は、青年会活動などを通して、字民として生きるための知恵や知識、作法などを教育する機能を持ち得ていた。それはときに苛酷で、恣意的なものであり、人々を苦しめるものであったが、農産物や山林の保護などに対して行うべきことの習得に関しては、知恵の身体化を促すものであった。習俗としての教育の意義がそこにあることが分かった。

(2) 第二の課題「村内法・罰札制度を通した沖縄の社会教育と習俗の相互変容の在り方の検証」の結論

本論文では、習俗及び習俗と強い繋がりを持つ沖縄の社会教育(具体的には、同化政策、生活改善、文化活動、青年会活動等)が、村内法・罰札制度を介在することによってどのような変容を被り、その結果村落共同体へどのような影響を与えたかについて明らかにした。

第2章の「南島村内法と罰札制度」では、沖縄のシマ社会における青年集団の変容を取り上げ、沖縄の青年会の組織とその活動が、「二才揃」などと呼ばれた前近代の若者組の母斑を極めて強く残したものであったことが解明された。

国の施策により、青年団には年齢制限が設けられ、在来の沖縄シマ社会の青年集団は再編成されていった。沖縄では、旧来の「二才揃」を改組して青年会・青年団となった集落と、旧来の組織と全く別に青年会を立ち上げた集落に二分された。後者の場合には、「向上会」「消防組」などと呼ばれる旧組織が名称を変えて残存していた。そして、沖縄特有の旧慣

温存政策によって村内法・罰札制度は残され、集落によって青年会・青年団か「向上会」などの旧二才揃系組織かのどちらかがその執行者となった。

村内法・罰札制度を介在することによって習俗や社会教育が変容したと同時に、村内法と罰札制度自体が時代の波に洗われて変容を被る様相が見てとれた。大宜味村喜如嘉の以下の例はその典型である。

罰札自体、字民同士で廻すのではなく、字事務所による一元管理という合理化が見られた。また、旧来の風紀取締札、家畜家禽取締札や農作物保護取締り札に加えて、モノ・エスニックな社会の構築を目指す「方言札」や、戦時にも有効であると考えられる「消費・節約取締札」などの明らかに近代に入って付加されたと思われる罰札が存在した。習俗としての罰札の変容であり、このような変化があったから罰札制度が生き延びることができたことが見てとれる。風紀取締札や消費・節約取締札は、集落で社会教化を実践するためのツールであったが、どのように使用されたかという結果の報告は残されていない。建前的な要素もあった可能性がある。

第3章の「風俗改良運動のなかの南島村内法と罰札制度」では、村内法が風俗改良運動と結合して様々な習俗・生活規制として機能する様相を論じた。本来、「旧慣」であり「古俗」であるはずの村内法が、モノエスニックな近代社会を作り上げるための同化政策・生活合理化政策に利用される姿がそこには見られた。しかし、為政者や社会教育の上位団体の意向が、そのままシマ社会に貫徹して行った訳ではない。為政者の施策や地域の指導層が集まる上位青年会や風俗改良会で掲げられた運動の指針（スローガン）は、シマの自治というフィルターを通して咀嚼されて具体的な内容が盛り込まれ、自らのシマの実態に見合った村内法の条項として定められていった。

本論文第二の課題への結論でもあるが、その変容は社会教育を前にしての村内法の「応用」であるとも言えた。風俗改良運動は村内法の条文として集落の規範となったが、集落自治を通じて、民衆に支持されない風俗改良の対象は淘汰され、沖縄文化を根絶やしにしかねないような同化政策をストレートに実行するという愚は避けられたのである。結果的には、シマの自治が沖縄文化を守ったと言える。

第4章「『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ」においても、村内法・罰札制度と習俗や社会教育との相互変容が見られた。国から改廃の対象として真っ先に取り上げられたモーアシビの習俗であるが、習俗を取り締まる側とモーアシビの参加者が極めて近い関係にあるため、習俗を続けるために規則に抜け穴を作ったり、

禁止されても墓場などでこっそりと続けることが可能であり、習俗としての可塑性が明らかになった。そして、モーアシビが消滅して、その代替としてエイサーが出現するという事実自体が第二の課題である「変容」に該当するとも言えた。

(3) 第三の課題『『土俗の力』による紐帯・凝集力の機能の解明と、その力が生み出した『学び』の在り方の検証』の結論

第1章「沖縄における習俗と社会教育」では、場所によっては戦後にまで続いていた字民による「自治」の実態について、幾つかの事例を取り上げた。長い間「習俗」として残存した字自治のシステムは、地元根差した原初的かつ土着的な民主制と見做しても間違いはない。第三の課題の『『土俗の力』による紐帯・凝集力』とは、そのような字自治を基盤にして生まれてくることが解明された。全字民集会である「村揃」やその伝統を引き継ぐ住民の会議によって、字民同士の意志が確認されて連帯を生み出したと考えられる。現在の沖縄の社会教育も、間違いなくその伝統を引き継いでいることが分かった。

第2章「南島村内法と罰札制度の沖縄社会教育への影響」では、「土俗の力」の法的表現である南島村内法と、その制裁手段である罰札制度の執行が、沖縄社会教育を考えるとときに欠かせない「字自治」の重要な役割であったことを明らかにした。その役割を担っていたのは、青年会・青年団や「向上会」「消防組」といった昔ながらの二才揃系の組織であった。本論文の第三の課題である「土俗の力」の解明に当たっては、青年会・青年団の活動と二才揃系の組織の区分は大した差異ではなく、双方を併せて、沖縄の若者集団を総体として鳥瞰する視点が必要であった。

集落の青年会・青年団には、道路普請や農作物の共同管理、集落の祭事や伝統行事の伝達や実行といった事業団体としての側面が残されており、王府時代の若者組（二才揃）以来引き継がれてきたその側面は、農作物品種改良や山林保護に向けての実践的な学びや様々な生活学習にも直結した。かつての沖縄のシマ社会は、家屋の建築から酒造まで生活に関わる労働の殆どを自前で遂行しなければならない社会であり、自然発生的な「学び」の契機に満ちていた。それはまさしく、村内法・罰札制度に支えられた「シマの自治」が生み出した強固な紐帯と凝集力によって可能になる「学び」であった。

罰札制度の施行を通して、若者たちは村落共同体全体の農業生産力を上げる必要性、生産手段を大切に扱うこと、更には勤労や節約の大切さや礼儀作法などを学んだ。貧しかったかつての沖縄では、砂糖黍一本、果実ひとつが大切な字民の生産物であり、個人の恣意

的な消費を許すことができる余裕など無かった。

罰札は、与えられる側からすれば、個を無視した不当で苛酷なシステムであったが、与える側から見たとき、ひとつの社会教育的ツールと見なすこともあながち不当ではない。そして、その共同体至上主義への主体的な参与の在り方が、伝統芸能の保持や夜学校の開催といった沖縄における社会教育の展開にも通底していることが明らかになった。

本論文の第4章『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ—では、モーアシビやエイサーを「土俗の生み出した学び」の一典型として取り出し、その学びの在り方とその機能について解明した。それは、「習俗としての教育」としてよく取り上げられる、本土の若衆宿などの教育機能と比較して、遥かに多様な教育的機能を帯同していたとすることができる。第4章で項目として取り上げた、歌舞の伝承機能、創造活動の場としての機能、伝統的地域体育の伝承機能、仲間づくりの機能などがそれに該当する。しかも、例えばひとくちに「歌舞の伝承機能」と呼んでも、そのなかには歌唱、三線の演奏、サンバ(掌に載る小さい打楽器)の演奏、舞踏など様々な要素が含まれている。この様相は、未分化であるとも言えるかもしれないが、言いかたを変えればそれは「根源的」ということでもある。風俗改良運動や、戦時中の厳しい弾圧下にあっても、叩かれても叩かれても、ついには墓場の中に追い詰められても遊びを続けた様相のなかに、その自然発生的習俗の強靭さが見てとれる。

またその様相は、江戸時代末期の日本本土であれば、三味線、日本舞踊、空手、剣道など様々な「道場」や「教室」に分かれていたであろう要素が、ひとまとめになって「習俗」として残っていると言えなくもない。そこは、「師匠」もいない、お金のいらぬ「遊び場」であり、誰もが参加するという意味で「洗練」はされていなかったにせよ、様々な歌曲を受け入れる柔軟さとアレンジをして遊ぶ創造性に満ち溢れていた。しかも、三線の技能などはかなり高度なものが要請されたいことが、「聞き書き」調査からも見てとれた。

「土俗の力」が作り上げた機能のプラス面とマイナス面は、モーアシビやエイサーの在り方からも説明できる。言うまでもなく、「土俗の力」は強烈なシマ社会への執着から成り立っている。その紐帯は、ときとして集落外の人間への強い排他力として作用した。集落外の異性と恋に陥ったときに課せられる「馬手間」の習俗などは、その典型である。本論で論じたように、モーアシビと馬手間は、習俗として表裏していた。様々な祭祀や芸能が、集落外の人間を徹底的に排除した方法で行われたことは、本文中でもたびたび触れてきた。だが、その排他性は、クリエイティブな方向で活かすこともできた。集落ごとにエイサー

の踊り方が異なるといった例は典型である。戦後エイサーの興隆の原因の一つは、「全島エイサーコンクール」という形で、字ごとにエイサーを競わせたところにもあった。「音楽の国沖縄」を支えるエネルギーは、そのような素地から生み出されたのである。

5. 本研究の今後の課題

本論の目的は、南島村内法の制裁手段である罰札制度を通して、習俗としての社会教育が沖縄の中で果たしてきた役割を明らかにすることにあつた。即ち集落の規範と罰札制度は、沖縄の習俗としての社会教育をどう左右してきたのか、そして社会教育上の「学び」、即ち「制度的枠組みに収まらない、集落独自の『学び』」にどのような影響を与えてきたのか、それらを通して社会教育が習俗との回路を持つことの意味を明らかにすることが本論文の目的であつた。そしてその目的は、基本的には「三つの課題の検証」を通して解明してきたが、本論文で検討が不十分だった点や触れられなかった点については以下の通りである。

南島村内法とその制裁手段であつた罰札制度の縛りは、沖縄シマ社会の社会教育のただなかに、「習俗としての教育」を残した。集落（シマ）が違えば、エイサーの踊り方も言葉も違うと言われる沖縄に、シマ社会（自治）と一体化した土着の社会教育を存続せしめた。村内法や罰札制度の呪縛は、民衆を抑圧してきたし、共同体維持の手法としては確かに荒技ではあつた。しかし、それが「土俗の力」の紐帯の表象であつたことは間違いない。

そして、今も昔も「習俗」は沖縄の社会教育の支柱である。序章でも述べたように、実定法の外側にある「村内法」自体がひとつの「習俗」であつた。また、祭祀や神事、モーアシビやエイサー、ハーリーや棒術など時代や地域によって種類は違えども、地域によって異なる豊かな土着の民俗が「字の学び」を支えてきた。その意味では、沖縄の村落社会は今でも教育資源の宝庫であるといえる。残念ながら、このような豊かな教育資源は、全国どこにでもあるといったものではない。

社会教育といえ基本的には社会教育行政を中心として、「習俗としての教育」とは距離のある本土とは異なり、沖縄には民衆生活と密着した社会教育が形成されてきた。そして、第1章第3節で触れた「教育模合」に見られるように、今もなお、教育的機能の豊かな自然発生的習俗を次々に生み出していく土壌を培っていると言えるだろう。

だからといって、内地人（ナイチャー）が、単純に沖縄社会教育の在り方を模倣することは、あまり意味がないであろう。沖縄の社会教育がこのような形で出来上がったのには、

それなりの歴史的根拠があつてのことである。沖縄の近代社会教育の在り方は、わが国の社会教育の道が決して一本でないことを教えてくれている。本論に於ける残課題としては、次の三点を挙げることができる。

残課題の最初に挙げておきたいのは、本論文全体を通して、沖縄の社会教育行政への理解が不足していたことである。「土俗の力」が体现する「共同体至上主義」と、個の論理を優先させる戦後市民社会の論理の矛盾をどのように調整して行くかという、現代の沖縄シマ社会にとって切実な問題への回答には、社会教育行政の関与が欠かせない（第1章第3節）。青年会をサボった者に札を渡す習俗はさすがに無くなった。しかし、エイサーやハーリー（爬竜船）の練習をサボった者に対する罰金は今でも残っている。そのシステムと、私的利害優位を原則とする戦後市民社会の論理が衝突するのは当然である。その調整をするのは社会教育行政の仕事であるはずである。その現実的問題への対応のためには、現在の沖縄の社会教育行政が抱えている問題点を深く追求して共有していく必要がある。また、神女となる女性に大変な重圧をかける現在の沖縄の神事の在り方と、市民生活の間の調整をするのも社会教育行政の仕事に関しても同様である。そのためには、社会教育学と民俗学の一層のタイアップにより、これらの社会教育行政の在り方を追求する課題が残されている。

二つ目の残課題として挙げておきたいのは、「聞き書き」の成果を必ずしも十分に活かすことができなかつた点である。例えば本論文では、第2章「南島村内法と罰札制度」では、各地で行った「二才頭」や罰札制度の「聞き書き」の成果を十分に有効活用することができなかつた。また、第4章「『性』をめぐる習俗と社会教育—『モーアシビ』から『エイサー』へ」の第2節では、5つの教育的機能を軸にしてモーアシビについての「聞き書き」を取り上げた。しかし、手元の「聞き書き」資料を見ると、取り上げなかつた「聞き書き」にも、実に豊かで興味深い記録が残されている。それらの記録は「5つの教育的機能」を整理する際に、主題に直接関わらないために割愛せざるをえなかつたものである。モーアシビの全体を捉えるためには必須の資料であり、今後の研究に活かしていきたい。本論文には間に合わなかつたにせよ、「聞き書き」の持つ意義を最大限に発揮できる論の組み立てを考えるべきであろう。

三つ目の残課題として指摘しておかねばならないのが、本論文で取り上げた集落の罰札制度が沖縄本島及びその周辺島嶼に限定されており、宮古諸島・八重山諸島の先島の事例が皆無であることである。第2章でも言及したが、先島に罰札制度がもたらされたのは、

近代になってからである。だが、近代に入ってからもたらされたが故の特徴や民衆の反応も存在したはずである。典型的な罰札制度を求めたため、あえて本島中心の研究となったが、残課題としては残されている。

先島は、「シマの学び」を支える社会経済構成も本島周辺とは異なっている。宮古島にも地割制度があったが、本島周辺のものとは随分様相が異なっていたようである。那覇と宮古島の距離は東京一名古屋間に、那覇と石垣島の間の距離は、東京一京都間に匹敵する。王府時代は、本島には存在しない厳しい「人頭税」が課せられた、いわば琉球王国の植民地に該当する場所であった。

縄文時代とは無縁な地域であり、インドネシア系の文化が根付いていたことが知られる等、同じ沖縄県といっても歴史的にも相違は大きく、宮古や八重山の人々に「沖縄人」としての意識が希薄であることは知られている。民俗学・文化人類学では沖縄研究者のフィールドは、「奄美」「沖縄本島」「宮古」「八重山」として対象地域が分かれているが、社会教育学の沖縄研究者はこれらの地域を全体として考察する傾向が強いものの今後どうすればよいか回答は未だ見つからない。

同様のことは、奄美の方言札についても言える。尚寧王の治世にあった 1609 年の、薩摩の琉球侵攻により、奄美諸島は琉球王国から切り離されて薩摩藩の支配下に入った。そのため、沖縄の南島村内法からは一応切り離されたはずであると判断しているが、昭和に入ってからの方言札使用は極めて日常的であったようである。本論ではあえて言及しなかったが、西村浩子らによる奄美の方言札研究は近年随分進んだようである。本論文は方言札に焦点化したものではなかったとはいえ、近年の方言札の先行研究が持つ問題意識に触れることができなかつたことは反省点である。

しかし、どのように奄美の方言札が発生したのか、沖縄からの移入であったのか、確定的なことは未だ何も言えない。本論は沖縄の社会教育に焦点を定めたものであり、所謂「方言札研究」とは異質な性格を持っている。とはいえ、その知見を活かしてより包括的な方言札像を作ることは、今後の沖縄社会教育像を作る上で将来に残された課題である。

了

注

- 1 集落・字・シマは同義語であるが、ここでは必要に応じて使い分けるものとする。
琉球王国には「間切」と呼ばれる地方行政区分が設けられ、その下位に「村」、即ち現在のシマが存在した。
- 2 沖縄では、生活共同体である字・集落を「シマ」と称している。社会教育研究においても、山城千秋や末本誠らがこの用語を踏襲しており、本論でも適宜この名称を使用する。
- 3 末本誠『沖縄のシマ社会への社会教育的アプローチ ―暮らしと学び空間のナラティブ―』福村出版、2013年、346頁。
- 4 王府時代とは、沖縄が三つの王国に分かれて覇を競っていた14世紀から、琉球藩が敷かれる1872年までを指すが、南島村内法の起源については、薩摩侵攻（1609年）以前の古琉球時代にまで遡るものであろうと推定されている。また、ここで言う近代とは、地域にもよるがおよそ大正から昭和初期辺りまでを指す。
- 5 戦後も使用され続けた罰札で、もっともありふれた例は「鶏札」であり、どこのシマでも概ね青年会によって執行されていた。鶏が畑の作物を啄むのを禁止する為の札である。文献としては、『辺野古誌』（辺野古事務所、1998年）を挙げておくが、元読谷村村長で元参議院議員の山内徳信氏は、自分の飼っていた鶏が、公民館の敷地に逃げ込んだため没収されたことを話してくれた。
- 6 山城千秋「沖縄の若者・青年団の新しい可能性」『月刊社会教育 40巻3号』国土社、1996年、44-45頁。
- 7 小川利夫・新海英行共編『新社会教育講義』大空社、1991年、222頁。
- 8 1916年（大正5年）沖縄本島中部の宜野湾村（現宜野湾市）で、馬手間代（女性が村外の異性と恋愛関係に陥ったときに課される罰金）と家捜し（女性が夜に在宅していることの確認）の村内法の改廃を巡って紛争が勃発した。村民は廃止賛成派と反対派に分裂し、運動会などの社会教育の場も二分された。紛争は中部一帯に広がり、1935年（昭和10年）まで続いた。（本論文第4章第1節（3）にて詳述。）
- 9 中村誠司「『沖縄の字誌等書誌目録』解説」『沖縄の字（集落）公民館研究・第2集』九州大学大学院人間環境学研究院、2004年。
『字誌』の編集は、沖縄本島北部から活発化し、次いで八重山、奄美が続き、本島中南部に及んだ。歴史的背景を異にする奄美でも沖縄同様の現象が起こっているこ

とは興味深い。

- 10 近藤健一郎「近代沖縄における方言札（一）～（七）」『愛知県立大学文学部論集（児童教育学科編）』1999－2005年。
- 11 当時宮城女学院大学の志村文隆の命名による。
- 12 模合とは、学校の同級生や、仲の良い友人同士が月に一度程度「飲み会」などに集まって、そこで一定の金額を参加メンバー共通の基金とする。そして、メンバーの中の誰かに祝い事（例えば子どもの進学や出産）などがあったときに、その基金を拠出するという相互扶助システムである。教育模合とは、教育基金を集めることを目的とした模合。嘉納英明「教育隣組・子ども会活動の歩みと地域教育文化活動の新たな創造」『おきなわの社会教育 自治・文化・地域おこし』エイデル研究所、2002年、204頁参照。
- 13 『おきなわの社会教育—自治・文化・地域おこし—』エイデル研究所、2002年。
- 14 小林文人・平良研一（共編）『民衆と社会教育—戦後沖縄社会教育史研究—』エイデル研究所、1988年。
- 15 末本誠『沖縄のシマ社会への社会教育的アプローチ —暮らしと学び空間のナラティブ—』福村出版、2013年。
- 16 久田邦明『生涯学習の展開 学校教育・社会教育・家庭教育』現代書館、2015年刊。
- 17 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房、1986年。
- 18 王府時代から、1908年（明治41年）に本土同様の市町村制度が導入されるまで存在した行政単位。市町村に該当するとされているが、琉球王国という国家の第一の地方行政区分であったことを考えれば、郡に準じるものと位置付けることもできる。間切の下に置かれていたのが、村（シマ）であり現在の字である。
- 19 琉球政府編『沖縄県史 4 各論編 3 教育』琉球政府、1966年。
- 20 琉球政府編『沖縄県史 18 資料編 8 新聞集成・教育』琉球政府、1966年。
- 21 石垣市史編集委員会編『石垣市史 各論編 民俗（上）（下）』石垣市、（上）1994年、（下）2007年。
- 22 名護市史編さん委員会編『名護市史 本編 7 社会と文化』名護市、2002年。
- 23 辺野古誌編纂委員会編『辺野古誌』辺野古区、1998年刊。
- 24 真境名安興『沖縄教育史要』沖縄書籍、1965年、復刻版。
- 25 『東恩名寛惇全集 5』第一書房、1978年。
- 26 奥野彦六郎『南島村内法』復刻版、至言社、1977年。
- 27 佐喜真興英著『シマの話』東京堂発行、1925年。

- 28 田村浩『琉球共産村落の研究』至言社、1977年
- 29 毛遊び（モーアシビ）は、結婚相手を探すために開かれた歌舞の宴。沖縄民謡の多くが、この場で創作され伝承されてきた。家を介在せずに結婚するこの風俗は、戦前の為政者たちによって非難され、抑圧されてきた。本論文第4章にて詳述。
- 30 『沖縄県史19 新聞集成 社会・文化』琉球政府、1969年 109頁。
- 31 琉球神道は、日本神道の祖形であると言われる自然信仰である。王府時代には、宮廷の聞得大君と呼ばれる王族の女性を頂点とした祭祀の体系が存在した。集落において祭祀を司るのは、沖縄本島では「ノロ」と呼ばれる聖職者であり、男性が神主を務める本土の神道とは趣を異にしている。当然、国家神道や天皇制とは何の関係もない。
- 32 名護市史編さん委員会編『名護市史 本編6 教育』名護市役所、2003年。
- 33 沖縄県教育委員会編『沖縄県史5 各論編4 文化1』沖縄県教育委員会、1975年。
- 34 近藤健一郎「日清戦争後の沖縄における「風俗改良」運動の実態—父兄懇談会の開始を中心に—」『南島史学 44』南島史学会、1994年。
- 35 嘉納英明「近代沖縄における風俗改良運動と学事奨励に関する一考察」『九州大学大学院教育学コース院生論文集 第10号』、2010年)
- 36 カール・マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答」『マルクス・エンゲルス農業論集』大内力訳、岩波書店、1973年。
- 37 末本誠『沖縄のシマ社会への社会教育的アプローチ』福村出版、2013年、257-258頁。
- 38 奥野彦六郎『沖縄婚姻史』国書刊行会、1978年
- 39 W. P. リーブラ 『沖縄の宗教と社会構造』崎原貢・崎原正子共訳、弘文堂、1974年、174頁。
- 40 伊波普猷『沖縄女性史』小澤書店、1918年
- 41 羅承晩「民謡の実演現場としてのモーアシビ分析」『韓国と沖縄の社会と文化』第一書房、2001年。
- 42 『山内盛彬著作集 第一巻』沖縄タイムス、1993年。
- 43 真栄城勉「明治期の沖縄県における社会体育史」『琉球大学教育学部紀要第43集』1993年、所収。
- 44 加藤正春「沖縄の「別れ遊び」儀礼の考察—若者仲間による葬宴と死者観念—」『民族学研究』65巻3号、2000年、所収。
- 45 羽地尋常高等小学校出身の玉井亀次郎（1900年入学？）は以下のように語っている。

「沖縄には古くから、砂糖キビの盗食や分ケツ茎の盗難に、取締札の施行が一般化して居たので、之を学校に施行する事は、至って簡単であった」近藤健一郎「近代沖縄における方言札(6)」(『愛知県立大学文学部論集(児童教育学科編)』52号)2003年、56頁。

- 46 「普通語」とは、Common language の訳語であり、「普通ノ言葉」と中央で命名されたものを、沖縄で「普通語」と短縮して用いるようになった。「標準語」とは、1935年(昭和10年)頃から用いられるようになった呼称だが、それほど厳密な定義があった訳ではない。現在では、「標準語」は共通度の高い共通語(例えば東京共通語)をもとにして将来制定されるべきものであり、未だ現存していないことになっている。「共通語」とは、1949年に国立国語研究所によって作られた概念であり、「全国どこでも通じる言葉」でありつつも、「語彙・語法・音声・アクセント等の面で大幅に基準を緩くした言語」という緩やかな規定のものである。(外間守善『沖縄の言語史』法政大学出版局、1971年)の分類と定義をもとに、井谷泰彦が著書『沖縄の方言札』ボーダーインク、2006年、96—98頁、にて叙述。
- 47 山本哲士・吉本隆明共著『学校・教育・思想』日本エディタースクール出版部、1983年、10頁。
- 48 近藤健一郎「近代日本における標準語教育の歴史的研究—沖縄を中心として—」『平成11—14年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書』、2003年。
- 49 井谷泰彦『沖縄の方言札』ボーダーインク、2006年。
- 50 『方言札 ことばと身体』(沖縄・問いを立てる 2) 社会評論社、2008年。
- 51 志村文隆「沖縄における方言札 体験者への聞き取り調査から」『宮城学院女子大学研究論文集 102号』、2006年。
- 52 志村文隆「方言札の使用形態 沖縄本島における体験者世代への調査から」『宮城学院女子大学研究論文集 107号』、2008年。
- 53 小熊英二『日本人の境界』新曜社、1998年。
- 54 谷川健一編『わが沖縄 方言論争』木耳社、1970年。